

解散のお知らせ

当法人は、令和6年3月31日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本「お知らせ」掲載の翌日から2箇月以内にお申し出下さい。

なお、上記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和6年4月1日
三重県四日市市沖の島町3番6号
一般社団法人 四日市銀行協会
代表清算人 渡邊 三憲